

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から42年3月まで

私は、昭和38年に結婚し、当時、義父が経営する事業所において家族従業員30人とともに働いていた。

私自身、国民年金の加入手続、納付をした覚えが無いが、当時、労務関係に詳しく年配の事務員から「あなたが死んでも必要だから、絶対手放さないように。」と国民年金手帳を手渡された。

その時、私は年金について何の知識も無かったが、今回の申立てをするに当たり言葉の意味の深さを実感している。肝心な国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に自分が関わっていなかったことは残念であるが、申立期間について国民年金の加入手続はされているのに、国民年金保険料の納付だけがされていないとは考えられず、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は25か月と長期であるが、国民年金手帳記号番号の払出しの時期から、昭和41年4月から42年3月までの12か月は現年度保険料であり、それ以前の申立期間については過年度保険料として納付が可能であるほか、同一世帯で申立人と生計を同じくする申立人の前夫と義母については、申立期間を含み、38年以降の国民年金保険料が納付済みであることから、申立人の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間当時は、同居していた申立人の義父が営んでいた個人事業も順調であったと述べており、昭和45年6月に法人を設立し、46年10月から厚生年金保険の適用事業所となっており、国民年金保険料を納付で

きない経済的事情は無かったとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から同年10月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できない旨の回答をもらった。

国民年金加入手続及び納付については、自分で手続などはしていないが、母は、私が20歳になった時に加入手続をして、国民年金保険料は自治会の役員に納めていたと聞いている。

母から領収書等の書類をもらっていたが、すべて処分してしまい、私の手元には何も残ってはいないが、自治会で集金をしていたので未納があるとは考えられない。ただ、当時の自治会の役員は既に亡くなっているため、当時の事情が分かる者はいない。

母は、私の将来のことを考え「申立人の国民年金はきちんと納めてあるからね。」と常々言っていたので、3か月だけ未納となっていることは考えられない。

絶対納めているので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月間と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金被保険者期間の国民年金保険料について完納している。

また、申立人の母が、申立人の国民年金の加入手続を行ったのは、国民年金記号番号が払い出された時期から、昭和44年7月ごろと推認され、申立期間は、過年度保険料として納付することは可能であったこと及び申立期間直後の昭和43年度についても過年度保険料として納付されていることから、申立期間についても同様な方法で納付していたものと認められ

る。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月から同年 9 月まで
② 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付及び加入の事実が確認できない旨の回答を受けた。

A 町（現在は、B 市。以下同じ。）で集金人に国民年金保険料を納付していたので、未納及び未加入となっていることに納付できないので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間は 5 か月と短期間である上、昭和 47 年 12 月に資格取得してから 56 年 9 月に資格喪失するまでの間で未納となっているのは当該期間のみであり、申立期間①が属する昭和 56 年度についても 56 年 4 月分の国民年金保険料は納付しており、申立人の生活環境に特に変化はみられないことから、その後 5 か月間、国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

また、申立人は集金人に国民年金保険料を納付していたとしており、B 市から当時、申立人が居住していた A 町では集金人による集金制度があったとの申立内容を裏付ける回答が得られ、申立人の申立内容の信憑性は高いことがうかがえる。

一方、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者の資格喪失後、A 町役場において国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁及び A 町の国民年金被保険者台帳に申立人が国民年金に再加入した

記録は見当たらず、集金人が申立人宅に出向くことは無かったと推測される。

さらに、行政側において、昭和 59 年から 2 年 7 か月間も検認記録を怠るなど、記録管理の不備が続くことも考え難い。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付をうかがわせる証言等も得られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から48年3月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

国民年金の保険料額は覚えていないが、当時は常に自分が夫婦分をそろって納付したことを記憶している。夫は納付済みとなっているのに自分だけが未納となっているのは納得がいかない。領収書、家計簿等の資料は無いが、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と共に申立期間の国民年金保険料を納付したとすることで、申立人及びその夫は昭和48年5月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、夫婦同時に国民年金保険料を納付する意思があったことがうかがえる上、申立人の夫の納付記録をみると、42年4月から46年3月までの国民年金保険料を特例納付、46年4月から48年3月までの保険料は過年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間以後の国民年金保険料を完納しており、納付意識が高かったことがうかがわれ、国民年金加入手続後、申立人がその夫が納付した期間について未納にしたとは考え難い。

さらに、申立人及び申立人の夫は、「当時、夫婦で店を営み、周辺に大企業があり経営は順調であった。」としており、証言できる者はいないものの夫婦二人分の国民年金保険料は商売上の取引があり、納付が可能であった金融機関で納付できたと推測されるなど、申立内容に不自然な点は見当たらない。

ただし、申立人の当時の保険料の納付は、常に夫婦一緒であったとしていることから、申立期間のうち、申立人の夫が未納となっている昭和38

年7月から42年3月までの期間については納付したとは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月から11年3月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、免除期間となっている旨の回答を受けた。

平成11年3月ごろ、私が病気がちのため、母が代理でA市役所の国民年金課に相談に行き、その後、母が十数万円の大きな金額を2回支払った。領収書等の資料は無いが納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は13か月と比較的短期間である。

また、申立人の国民年金加入手続及び申立期間における国民年金保険料の納付は申立人と同居の母がすべて行っており、申立人の母は、「平成11年3月にA市役所で相談した際に、さかのぼって国民年金保険料を納付できる過年度納付制度について教示を受けたので、未納となっていた国民年金保険料を同年3月ごろ十数万円納付し、その後1か月分を数回納付した後、同年6月28日にも12万8,000円を納付した。その後は経済的に苦しくなったので免除申請をした。」としており、記憶している納付額も当時の保険料額からみてほぼ妥当であるなど、申立内容に不自然な点は認められない。

さらに、申立人の母は、十数万円の大きな金額の保険料を二度にわたって納付したとしているが、社会保険庁の記録では、10か月分の過年度保険料を納付した1回と1か月分を5回納付（うち、現年度保険料が2回）した記録しか確認できず、保険料の高い現年度分の保険料の納付を行いながら、保険料が安い過年度分の保険料を納付しないのは不自然である。

加えて、申立人の姉は、申立期間当時は申立人とは別居していたが、その母から申立人に係る保険料納付の相談を受けていたとし、申立人の母の申立てと同内容の証言をしている。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県B教育事務所における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和50年3月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月5日から同年5月10日まで
② 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

私は、人事異動通知書のとおり、昭和48年4月5日から49年3月31日までの間は、C小学校で、49年4月5日から50年3月31日までの間は、D小学校で臨時的任用職員として勤務したことは間違いない。

社会保険庁から年金記録の知らせが届いたが、A県B教育事務所にかかる資格取得日、資格喪失日が実際の勤務期間と相違するため、厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書を提出したところ、新たな年金加入期間は、判明しなかったとの回答を得た。

前年度のA県E教育事務所における記録は、人事異動通知書の勤務期間と同一であるが、A県B教育事務所における資格取得日、資格喪失日が違っていることから、正しい加入期間を証明してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があった人事異動通知書の写及びA県教育委員会が発行した申立人に係る在職証明書により、申立人は、A県B教育事務所管内のC小学校及びD小学校に申立てどおりに勤務していたことが確認できる。

社会保険庁の記録では、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者としての資格喪失日は、昭和50年3月31日と記録されているが、申立期間当時に当該事業所に勤務していた者からは、「一般的に、退職日の翌日を資格喪失日として手続していたと思う。」との証言が得られるとともに、A県B教育事務所が適用事業所となった46年4月6日からF教育事務所に名称変更した

57年4月1日までの間に厚生年金保険被保険者としての資格を取得した者、延べ46人の資格喪失日を確認したところ、月の末日での資格喪失は申立人のみで、月途中で退職している7人を除き残る38人は全て月初めの1日喪失であり、申立人は、50年3月31日まで勤務していたことが確認できることから、本来は同年4月1日を資格喪失日とすべきでところ、当該事業所の事務担当者の錯誤により、同年3月31日に資格喪失手続を行ったことがうかがえる。

また、申立人の昭和50年3月分の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における同年2月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和50年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和48年4月5日から同年5月10日までの期間については、当該事業所において厚生年金保険被保険者としての記録が存在する者から聴取した結果、同一の勤務場所で勤務が継続しているにもかかわらず、厚生年金保険の資格が欠落している者、3か月以上勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者としての記録が無い者が存在していることから、当該事業所においては臨時的任用職員の厚生年金保険の適用に関し、統一的な取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の健康保険番号の前後の者に申立人と同様に同一の学校において、採用から1か月後に厚生年金保険被保険者としての資格を取得した者が存在しており、学校関係者も、「本務職員の病気休暇の期間が未確定の場合には代替職員である臨時的任用職員について、任用当初から厚生年金保険を適用する運用は行っていなかった。」と証言している。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和48年4月5日から同年5月10日までの間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格取得日に係る記録を36年2月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 6 日から 38 年 9 月 1 日まで

Aの事務職として、昭和30年2月から昭和47年9月まで勤務していた。この間に会社名がB株式会社と変更になったが、自分は退職した覚えは無く、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間が途切れていることに納得できない。申立期間についてAに勤務していたことを証明する証拠書類等は無いが、厚生年金保険に加入していたはずであるので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、Aにおいて昭和30年3月21日に厚生年金保険の資格を取得し、36年2月6日に資格を喪失後、38年9月1日に同社において再度取得をしており、30年2月から38年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてAに継続して勤務しており、業務内容等の変更はなかったとの証言があるところ、当該同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

また、申立期間当時、申立人と共に事務職として働いていた申立人の上司及び申立人の給与事務の補助をしていたとする同僚についても、厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されてい

たものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び上司、同僚の記録から判断すると、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらず、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年2月から38年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を41年12月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月22日から42年12月22日まで
昭和41年12月、A(当時は個人事業所)へ面接に行き、採用された。その際、厚生年金保険を掛けるので厚生年金保険証書があれば持って来るように言われたため、後日、持参してしばらく預けた。

昭和41年12月に採用されたにもかかわらず、42年12月に厚生年金保険に加入したことになることに納得ができない。

昭和41年12月22日に就職し、厚生年金保険を掛けたことは間違いないので、申立期間の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び申立期間の一部に雇用保険の加入期間があることから、申立人が申立期間において、申立てに係る事業所に勤務していたことが推認される。

また、申立人及び同僚の「Aでは、試用期間は無かった。」という証言や同僚の雇用保険の加入記録により、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる複数の同僚は、入社時とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人についても、入社時とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが推認できる。

さらに、申立人及び同僚が証言する当時の当該事業所の従業員数(10人ぐらい)と社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票上の被保険者(11人)とがおおむね一致することから、当時、当該事業所においては、ほぼすべ

ての従業員が厚生年金保険被保険者資格を取得していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月22日から42年12月22日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、有限会社Aに係る同職種の同僚の標準報酬月額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、算定基礎届に基づく定時決定や資格の取得及び喪失など、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年12月から42年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 1 日から 44 年 1 月 26 日まで
② 昭和 44 年 8 月 21 日から 47 年 1 月 6 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社を昭和 47 年 1 月 6 日に退職したが、同社を含めた 3 事業所の脱退手当金の支払いを受けた記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の最後に勤務していたA株式会社を合併した事業所は、「当時の資料は無く、合併前の事業所の出身者もないため、脱退手当金への関与状況は不明である。」としているが、当時の女性の同僚 4 名は全員脱退手当金の受給資格を有しているものの、いずれも受給しておらず、脱退手当金に係る事業主の代理請求はうかがえない。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失の約 3 か月半後の昭和 47 年 4 月 21 日に脱退手当金の支給が決定がされているものの、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求したものと考えられるが、申立人は同年 3 月 3 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 10 日から 39 年 1 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社を昭和 39 年 1 月 1 日に退職したこととなっているが、健康を害したので、一時帰郷しただけで、工場長からも「元気になったら、また戻って来ればいい。」と言われていた。脱退手当金の説明や支払いを受けた記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時勤務していたA株式会社は、「当時の資料が残っておらず、脱退手当金への事業所の関与状況は不明である。」と回答しており、社会保険庁の記録では、当時の同僚で、受給資格のある 11 名のうち 6 名に支給が見られるが、複数の同僚からは「事業所から脱退手当金の説明を受けたことは無い。」との証言があるなど、脱退手当金に係る事業主の代理請求はうかがえない。

また、申立人は、昭和 39 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その約 2 か月半後の同年 3 月 13 日に脱退手当金の支給決定が行われていることとなっているが、申立人は健康を害して 38 年 12 月末に一時帰郷し、年明けに約 40 日間入院し、退院後に事業所へ退社する旨を連絡したとするなど、当時の状況を具体的かつ鮮明に覚えており、当時の同僚からも「申立人が工場長と一時帰郷すればいいと話をしていたのを記憶している。」との証言が得られたことから、申立人の主張は信憑性しんぴやうせいが高いことがうかがえる上、申立人が脱退手当金の請求手続をした時期には申立人は帰郷して入院していたと推測され、申立人が脱退手当金の請求及び受給をしたとは考え難い。

さらに、申立人は、A株式会社を退職後、短期間の昭和 39 年 4 月には国民年金に加入しており、60 歳まで未納は無いなど、年金に対する意識は高かったことが推測される。

加えて、厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原簿の申立人の生年月日は誤っており、事務処理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年8月までの期間及び48年3月から同年7月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年3月から47年8月まで
② 昭和48年3月から同年7月まで

私は、昭和45年8月に結婚し、46年3月に二十歳になってすぐに、私自身がA市役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料の納付は妻に任せていたが、自治会長に自宅に来てもらって支払い続けた。

昭和46年3月から47年8月までの間は、妻が私の国民年金保険料と一緒に支払っていたはずだ。

また、昭和48年3月にB有限会社を退職後、私はA市役所に行って国民年金の再加入の手続を行った。

現在は領収書や家計簿は残っていないが、妻が昭和48年7月までの期間の国民年金保険料を支払ったはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は二十歳になってすぐに国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年3月に払い出されており、申立人は申立期間①当時から49年3月の払出しの時点までの間に住所変更が無く、二十歳の時点で国民年金手帳の交付を受けた記憶も不明であるなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻の加入状

況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 49 年以降については、申立人の厚生年金保険の加入状況に合わせて国民年金の被保険者種別の変更が適切に行われているのに対し、申立期間①の終期、申立期間②の始期及び終期において、妻の種別変更手続が行われていないことから、申立人の資格取得手続が行われたとは考え難い。

加えて、国民年金保険料の納付について申立人は、「時には 2 か月分を納付したことが有るかも知れないが、毎月納付していたので、数か月分を一括納付したことは無い。」と述べており、昭和 49 年以降に過年度納付又は特例納付制度により納付をした形跡はうかがえない。

このほか、申立期間①及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から59年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から59年3月まで

申立期間について、娘の私と夫の国民年金保険料が申請免除となっているのに、同一世帯に住む母の記録が未納のままとなっているのはおかしい。

母とは私が生まれてからひと時も離れて暮らしたことは無く、免除の申請も私たち夫婦の分と母の分を私が行っているので、申立期間の国民年金保険料は免除されていたと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の娘が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の娘は、申立期間について、申立人の国民年金保険料の免除手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金保険料が申請免除されていたことを示す関連資料は無い。

また、申立人の娘は、自身及びその夫の免除手続と申立人である母の免除手続を行ったとしているが、申立てに係る国民年金保険料の免除の申請時期、申請に至る経緯等に関する記憶は曖昧であり、当時の具体的な状況が不明である。

さらに、国民年金保険料の免除申請の処理に際しては、当該世帯の所得に応じて免除を受けたいとする納付義務者全員ではなく、優先順位の高い者のみの免除を承認する取扱いが行われており、申立人の娘夫婦のみ免除が承認された可能性を否定できない上、申立期間以外にも申立人とその娘の納付状況が一致しない期間（申立人が申請免除となっているのに対し、申立人の娘は納付又は未納となっている。）がみられる。

加えて、申立人の国民年金保険料に係る免除手続を行ったとしている申立人の娘の国民年金保険料の納付状況をみると、昭和 54 年 4 月以降については、平成 17 年 5 月及び 6 月の半額免除の期間を除いて国民年金保険料の納付記録が無く、国民年金に対する意識が高かったとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 16 日から同年 10 月 31 日まで
A 株式会社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録照会をしたところ、途中の期間が中断しているとのことであった。
中断したとされている間も勤務内容、勤務形態の変更は無い。
その間の厚生年金保険料が控除されていた証明は無いが、その間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社における同僚の氏名を記憶しており、同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことは推認できるものの、申立人と勤務内容、勤務形態が同一であった同僚も既に亡くなっていることから当時の状況等について証言を得ることができない。

また、同社は平成 16 年 2 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関係書類は焼却処分されている上、事業主も連絡先不明のため事情聴取ができないことから、同事業所の当時の状況が確認できない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が平成 5 年 4 月 16 日に資格喪失し、同月 21 日に健康保険被保険者証が返納されている旨の記録が確認できる。

加えて、申立期間に係る雇用保険の加入記録がないことから勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月ごろから35年3月ごろまで
昭和33年4月からA株式会社に入社し、35年3月まで勤務したが、社会保険事務所にこの間の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入記録が無いとの回答を受けた。
トラックの運転手として働き、同僚にB氏、C氏、D氏、E氏、F氏がいた。
給与から保険料が控除されていたことを証明する給与明細書等の資料は無いが、申立期間の厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA株式会社のトラック運転手として勤務していたことは、同僚の証言及び同僚の厚生年金保険の加入記録から推認できる。

しかし、複数名の同僚の昭和33年4月から35年11月にかけて、厚生年金保険の加入記録が欠落していることが確認できることから、同社では何らかの理由により、申立期間において厚生年金保険に加入させなかった事実がうかがえる。

また、同社は、「社屋移転の際に関係書類を処分しており、当時の資料は無い。経営者も替わり当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」としており、事業主からは申立人の厚生年金保険料の控除に関する具体的な証言が得られない。

さらに、聴取の結果具体的な証言を得ることができず、同社で当時勤務していた複数の同僚から供述を得られたが、申立てに係る周辺事情を見出すことができない。

加えて、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、健康保険の番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 262

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 10 日から 61 年 6 月 30 日までのうち 32 か月

私は、昭和 52 年 3 月から 61 年 6 月までの期間の厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、記録が無い旨の回答を受けた。

昭和 52 年 3 月から 61 年 6 月までの間、A 市などの各小中学校の栄養士として 2 か月から 4 か月間勤務した。

B 県教育委員会の人事担当者から 2 か月以上の雇用期間があれば以前から厚生年金保険に加入させる取扱いになっているので必ず記録があるはずとの説明を受けており、B 県教育委員会発行の職歴証明書を提出するので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、B 県教育委員会の人事異動伺及び同委員会発行の職歴証明書により B 県内の小中学校の栄養士として臨時的に任用され勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は申立期間について、国民年金に加入し第 3 号被保険者となる期間を除いてすべて国民年金保険料を納付し、かつ、申立期間のうち昭和 52 年 3 月から同年 5 月までは付加保険料を納付しており、一方で厚生年金保険に加入していたとの申立ては不自然である。

また、B 県教育委員会では、文書保存期限を経過し関係書類が存在しないため申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認ができないとしており、申立人は同僚の氏名について詳細に覚えていないとしていることから同僚からも証言を得ることができず、申立てに係る周辺事情を見出すことができな

い。

さらに、B県教育委員会においては、2か月以上の雇用期間があれば以前から厚生年金保険に加入させる取扱いになっているとの説明があったとしているが、申立期間当時における臨時的任用職員の厚生年金保険の加入については各教育事務所により取扱いが異なっていたとしており、申立人が勤務したC、D、E教育事務所における臨時職員の取扱いについては不明としている。

加えて、社会保険事務所が保管するC、D、E教育事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月 7 日から同年 8 月 31 日まで
② 昭和 46 年 10 月 11 日から 47 年 1 月 1 日まで

申立期間①の期間に当時のA小学校、及び申立期間②の期間に当時のB小学校に、それぞれ、臨時的な任用ではあったが、養護教諭として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

当時、給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうか記憶に無いが、勤務したことに間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、申立人が所有する人事異動通知書により申立人がA小学校及びB小学校に勤務していたことは確認できる。

また、C県教育委員会では、文書保存期限を超過し関係書類が存在しないため申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認ができないとしており、申立人は同僚の氏名について詳細に覚えていないとしていることから同僚からも証言を得ることができず、申立てに係る周辺事情を見出すことができない。

さらに、C県教育委員会によれば、2か月以上の雇用期間があれば以前から厚生年金保険に加入させる取扱いになっているとのことであるが、申立期間当時における臨時的任用職員の厚生年金保険の加入については各教育事務所により取扱いが異なっていたとしており、申立人が勤務したD、E教育事務所における臨時職員の取扱いについては不明としている。

加えて、社会保険事務所が保管するD、E教育事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 42 年 3 月から同年 9 月まで

A校在学中の昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの申立期間①に、実習生として株式会社Bで機械に油を注す仕事をしていた。

また、昭和 42 年 3 月から同年 9 月までの申立期間②に、C局で外勤として勤務していた。

申立期間①及び②の両事業所における厚生年金保険料控除の記憶や証拠書類は無く、両事業所における同僚の氏名も覚えていないが、確かに厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D大学が保管しているA校の学籍原簿によれば、申立人が昭和 41 年 3 月 1 日に同校を卒業したことは確認できるが、申立人がBへ実習派遣された記録はない。

また、同事業所は、「申立期間中に高校生を実習生として受け入れたことは無く、同社が保管している人事記録、社会保険加入記録等に申立人は見当たらない。当時から現在まで就業していた社員から聴取したが、申立人についての情報は得られなかった。」と証言していることから、申立人が申立期間に申立てのあった事業所で実習していたことが確認できない。

申立期間②について、E企業年金基金は、「申立人が提出した集合写真や社章の写しから、申立期間中、申立人がC局に勤務していたものと思われる。」としているが、同事業所が保管する人事記録、賃金台帳、雇用契約書、厚生年金保険加入記録に申立人の記録は見当たらない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる給与明細

書等の資料及び厚生年金保険料控除についての具体的な記憶も無く、同僚の氏名も覚えていないため、証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所保管の現存記録上、両事業所は厚生年金保険の適用事業所であるが、申立人の厚生年金加入記録はなく、雇用保険の加入記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 9 日から 38 年 10 月 28 日まで
② 昭和 38 年 11 月 7 日から 41 年 12 月 16 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社B工場建設事務所を昭和 41 年 12 月 16 日に退職したが、脱退手当金の支払いを受けた記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険の加入期間は、当時の脱退手当金の支給要件である厚生年金保険被保険者期間を満たしており、社会保険事務所の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がされている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額の計算に誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 5 か月後に支給決定されているなど、一連の脱退手当金の支給事務の処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月11日から49年6月30日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

A株式会社B支店に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA株式会社B支店に勤務したことは、同僚の証言から推認できる。しかし、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和48年8月11日にA株式会社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、雇用保険の記録でも、離職日が社会保険庁の記録と一致している。

また、A株式会社の同僚は、「販売員の大部分は歩合制で、副長職も販売を担当し、販売実績が上がらない場合は降格となり、厚生年金保険の資格を喪失していた。」と証言しており、当該同僚自身も、同社を退職していないが、約10か月の間、厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることから、申立人は、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者でなかったと推測される。

さらに、A株式会社の事業を引き継いだ事業所は、「当時の記録が無く、事実関係は不明」としている上、申立人から提出された辞令についても、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことを確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。